

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	林地台帳情報の漏れ又は誤りがある旨の申出			
処 分 の 概 要	林地台帳又は地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申し出があった場合、林地台帳又は地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行う。			
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)			
条 項	第191条の6 第104条の5			
所 管 課	農林土木課			
経由機関での処理期間	なし			
所管課での処理期間	2週間			
標準処理期間	計	2週間		
審査基準	「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日28林整計第395号)に基づき審査する。			
【根拠法令等】				
森林法				
(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)				
第百九十五条 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、林地台帳に記載された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)を公表するものとする。				
2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。				
3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。				
(林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置)				
第百九十六条 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。				
2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正が必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。				
3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。				
4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。				
森林法施行規則				
(林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出)				
第百四条の五 法第百九十六条第一項の規定による申出は、申出書(一通)を提出してしなければならない。				
2 前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添えなければならない。				
「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日28林整計第395号)				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申出

2週間

森林所有者等

農林土木課

通知

※申請書の受付時に、認定決定の予定日を申請者にお知らせする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。